

第4章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

第1 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

第2 住民の参加

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、県の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。

第3 県等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、他市町村等に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

第1 被災施設の復旧等

- 1 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 2 町は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

第2 がれきの処理

- 1 円滑かつ適切な処理の実施
がれきの処分は、一次的な仮置場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行うものとする。
- 2 リサイクルの励行
町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラ

スチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

3 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

4 広域応援

町は、がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

第1 復興計画の作成

- 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- 2 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- 3 復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に多様な町民の意見を反映するよう努める。

第2 防災まちづくり

- 1 防災まちづくりの実施
 - (1) 町は、必要に応じ、災害防止とより快適な居住環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - (2) 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めものとする。
- 2 被災市街地復興特別措置法等の活用
町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- 3 町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

- 4 町は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 5 町は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。
- 6 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

第1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

町は県と協力して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

これらの支援制度の概要は、次のとおりである。

(1) 災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む。）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・500万円 その他の場合・・・250万円
費用負担割合	市町村1/4、県1/4、国2/4

(2) 災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ。）
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・250万円 その他の場合・・・125万円
費用負担割合	（災害弔慰金と同じ。）

(3) 災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率・・・年3%（据置期間3年～5年は無利子）、償還期間・・・10年以内
貸付原資拠出割合	県1/3、国2/3

第2 県（小規模）災害見舞金の支給

支給機関	県（危機管理室）ただし市町村経由
対象となる災害	次のいずれか 1 県内のいずれかの市町村で5世帯以上の住家が滅失した災害 2 1以外の市町村で、同一の災害により住家の全壊（全焼又は流出）、半壊（半焼）もしくは床上浸水の被害又は死者、行方不明者もしくは重傷者があった場合 3 知事が特に必要と認めた災害
支給金額	死者及び行方不明者…1人 30万円 重 傷 者…1人 5万円 全壊（全焼・流出）…1世帯 10万円 半 壊（半 焼）…1世帯 5万円 床 上 浸 水…1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
その他	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給された者は対象外。

第3 被災者生活再建支援金の支給

根拠法令	被災者生活再建支援法
支給機関	県（危機管理室。ただし、被災者生活再建支援基金に委託）
対象となる災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号の被害が発生した市町村における自然災害 2 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 3 県内において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 4 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、1～3に隣接する市町村における自然災害（人口10万人未満の市町村に限る。）
対象となる世帯	・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ・住宅再建に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥住宅の解体（除却・撤去・整地費） ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費 <p>(注) 大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>(注) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>(注) 他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p>
---------	--

(複数世帯の場合)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100万円	200万円	300万円
	補修	100万円	100万円	200万円
	賃借	100万円	50万円	150万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円	200万円	250万円
	補修	50万円	100万円	150万円
	賃借	50万円	50万円	100万円

(単数世帯の場合)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75万円	150万円	225万円
	補修	75万円	75万円	150万円
	賃借	75万円	37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円
	補修	37.5万円	75万円	112.5万円
	賃借	37.5万円	37.5万円	75万円

第4 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のすべてに該当すること。 1 低所得世帯 2 ほかからの資金を借り入れることができない世帯
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率・・・年3% 償還期間・・・7年以内

第5 町税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、災害により被災者の納付すべき町税等について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、町税等（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第6 雇用の確保

1 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

館林公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

2 被災者に対する職業の紹介

館林公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

3 職業訓練の充実

産業技術専門校は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させるものとする。

第7 住宅の再建支援

1 住宅の再建支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、住宅金融支援機構や群馬県マイホーム建設資金利子補給の利用を促進する。

2 住宅確保の支援

県（建築住宅課）及び町は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用するものとする。

3 復興過程における仮設住宅の提供

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

4 支援措置の広報等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

第8 り災証明書の発行

り災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の

貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、町は、住民から申請があった場合、住宅等被災判定調査を行い別記様式例によるり災証明書を発行する。

証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家・住家以外の建物の被害

ア 全壊・全焼

イ 流出

ウ 半壊・半焼

エ 床上浸水

オ 床下浸水

(2) 人的被害

ア 死亡

イ 行方不明

ウ 負傷

(3) その他の物的被害

様式例

り 災 証 明 書

年 月 日

板倉町長 あて

申請者

住所 板倉町

電話 () -

現在の連絡先

電話 () -

ふりがな
氏名 (世帯主)

このたび、平成 年 月 日に発生した_____により、
り災しましたので、下記のことについて証明願います。

記

り災場所	板倉町 (マンション等の名称)				
り災家屋 所有者関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家				
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> 全流出			<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	
人的被害	死亡 人・重傷 人・行方不明 人				
り災世帯の 構成員	世帯主との続柄	氏 名	性別	生年月日	年齢
			男・女	明・大・昭・平	
備考：(証明に当たっての必要事項を記載する。)					

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

板倉町長



第5節 被災中小企業等の復興の支援

第1 中小企業者に対する低利融資等の実施

町は県と協力して、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

1 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）〔平成24年4月現在〕

貸付機関	県（商政課）ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	原則として1年以上継続して県内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業用資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けたことについて事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の指定を受けた災害により被害を受けた者 4 の他知事が特に認める災害により被害を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	5,000万円以内（うち運転資金3,000万円以内）
貸付条件	利率…年1.9%以内（責任共有制度対象外）、1.95%以内（責任共有制度対象） 償還期間…設備資金10年以内 運転資金7年以内

2 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）〔平成24年4月現在〕

貸付機関	県（商政課）
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90% 利率…無利子 償還期間…20年以内

3 政府系金融機関による貸付条件の優遇〔平成24年4月現在〕

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活金融事業	
貸付限度	〈直貸〉災害別枠1.5億円 〈代理貸〉災害別枠7,500万円（直貸の範囲内で別枠）	〈直貸〉災害別枠3,000万円（各融資制度の限度に上乗せ）	〈直貸〉融資限度額の定めなし 〈代理貸〉一般1億円
利率	基準金利（災害規模により軽減措置あり）	基準金利（災害規模により軽減措置あり）	所定利率
償還期間	〈運転資金〉10年以内 〈設備資金〉10年以内	各融資制度の返済期間内	〈運転資金〉10年以内 〈設備資金〉20年以内

4 既往貸付金の貸付条件の優遇

- (1) 小規模企業者等設備資金
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
- (2) 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予の必要な措置を講じる。

5 県信用保証協会の災害関係保証の特例

(1) 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

(2) 中小企業信用保険法第2条第3項の倒産関連保証（災害別枠保証）

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

第2 農業者に対する助成・低利融資等の実施

町は、県と協力して、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

1 助成措置 [平成24年4月現在]

根拠法令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	県（技術支援課）及び市町村
助成要件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール（降ひょう、竜巻又は突風（以下「局地的災害」という。）による場合は5ヘクタール）以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円（局地的災害の場合は2,500万円）を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（局地的災害の場合は10戸）以上となった場合 4 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸（局地的災害の場合は5戸）以上となった場合 5 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 6 全各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助成対象	1 樹草勢の回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病虫害防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

2 経営資金 [平成24年4月現在]

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村

貸付対象者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額を基準として知事が定めるところにより算定した額又は200万円（特別500万円）のいずれか低い額の範囲内（知事の定める法人は2,500万円以内）
貸付条件	利率・・・年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内（特別被害農業者の場合） 償還期間・・・6年以内 保証・担保・・・群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

3 事業資金 [平成24年4月現在]

融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内（農業協同組合連合会は5,000万円以内）
貸付条件	利率・・・年5.5%以内 償還期間・・・3年以内 保証・・・群馬県農業信用基金協会の債務保証

4 農漁業用施設資金 [平成24年4月現在]

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町村
貸付対象者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円（農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあつては5,000万円）若しくは1,000万円（農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあつては2,000万円）以内
貸付条件	利率・・・年4.5%以内 償還期間・・・15年以内（農業近代化資金の貸付けを受ける場合）又は10年以内（農業近代化資金の貸付けを受けない場合） 保証・担保・・・群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

5 （株）日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け [平成24年4月現在]

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	うち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区、農協等	0.60% ～ 1.55%	25年以内	10年以内
	農林漁業セー	災害により被害を受け	農業者等	0.60%	10年以内	3年以内

	フティネット資金	た農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金		～ 0.85%			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、土地改良区、農業共済組合、等	0.60% ～ 1.40%	20年以内	3年以内	
		〈主務大臣指定施設・災害復旧施設〉 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農業者等	0.60% ～ 1.40%	15年以内	3年以内	
林業関係資金	林業基盤整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者 森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.60% ～ 1.25%	15年以内	5年以内
			台風、異常降雪等による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	0.60% ～ 1.40%	30年以内	20年以内
		林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.60% ～ 1.40%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 木炭倉庫その他の共同施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体	0.60% ～ 1.40%	20年以内	3年以内	
		〈主務大臣指定施設〉 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.60% ～ 1.40%	15年以内	3年以内	
		農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の認定を受けた者	0.60% ～ 0.85%	10年以内	3年以内

第6節 公共施設等の復旧

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

第2 早期復旧の確保

1 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

2 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

町又は町の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、町又はその機関が施行するものについては、国がその事業費の一部を負担する。

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 道路
- (4) 下水道
- (5) 公園

2 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

公立学校の施設の災害復旧に要する次の種目に係る経費について、国がその3分の2を負担する。

- (1) 本工事費
- (2) 附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては、買収費）
- (3) 設備費
- (4) 事務費

3 公営住宅法

災害により町営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、町が次の事業を行うときは、国がその費用の2分の1を補助する。

- (1) 町営住宅の建設に要する費用又は補修に要する費用
- (2) 共同施設の建設に要する費用又は補修に要する費用
- (3) 公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用

4 土地区画整理法

災害その他の特別の事情により施行される事業において、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、国は、その費用の2分の1以内を施行者に対し補助金として交付する。

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

県は、町が行う次の事業費の3分の2を負担する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (3) 物件に係る消毒等の措置
- (4) 生活の用に供される水の使用制限等

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

国は、町に対し、災害等により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助する。

7 予防接種法

県は、町が支弁する予防接種に係る費用の3分の2を負担する。また、給付に要する費用の4分の3を負担する。

8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

県が補助をする場合における次の区分に係るその補助に要する経費の全部を、国が補助する。

- (1) 農地に係るもの
- (2) 農業用施設に係るもの
- (3) 共同利用施設に係るもの

- 9 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
第8節参照
- 10 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針
国は、「都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針」に基づき、都市災害復旧に係る事業費の2分の1を補助する。

第7節 県外の原子力施設事故対策

県外の原子力施設において事故が発生した場合の応急対策は、群馬県地域防災計画に基づくもののほか、本計画によるものとする。

第1 情報の収集

町は、原子力災害に対し万全を期すため県と連携を密にし、情報の収集・連絡体制の整備及び充実を図る。

町は、県外の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という）が発生した場合、国、県、その他防災関係機関等からの情報収集に努める。

第2 異常事象等が発生した場合の対応

1 空間放射線量率等モニタリング結果の広報

県外の原子力施設において異常事象等が発生した場合、町は、県が行う空間放射線量率等のモニタリングの実施結果を共有し、住民等へ積極的に広報するものとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物等の放射性物質検査の実施及び広報

町は、水道水、上下水処理等副次産物など必要に応じて放射性物質検査を実施し、結果を住民等へ積極的に広報するものとする。

第3 情報伝達・相談活動

1 住民への情報伝達活動

(1) 町は、国や県と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

(2) 町は、県から提供を受けた情報を必要に応じて、報道機関の協力、広報車の利用、インターネットの活用等の手段により効果的な情報伝達を図る。

2 相談窓口等の設置

町は、国や県と連携し、必要に応じて住民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設する。

第4 水道水、飲料水の摂取制限等

1 水道水の飲用禁止の措置等

町は、防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講ずるものとする。

2 農林水産物等の採取及び出荷制限

防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行った場合、又は町にこれらの措置を指示した場合には、町はこれに協力するものとする。

第5 食料、飲料水の供給

町は、第3章第8節第1「食料の供給」及び同節第2「飲料水の供給」に基づき、県と協力して住民への食料及び飲料水の供給について応急措置を講ずるものとする。

第6 生活必需品等物資供給

町は、第3章第8節第3「生活必需品等の供給」に基づき、県と協力して住民への生活必需品等物資の供給について応急措置を講ずるものとする。

第7 風評被害等の未然防止

町は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第8 各種制限措置の解除

町は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水産物の採取の禁止・出荷制限、上下水処理等福次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第8節 激甚災害法の適用

第1 激甚災害の早期指定の確保

町長は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

第2 特別財政援助

激甚災害法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - (4) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - (8) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第27条第2項又は第3項の規定により県又は町が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業
 - (9) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第19条の規定により県又は町が設置した知的障がい者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業
 - (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - (11) 堆積土砂排除事業
 - ア 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で町又はその機関が施行するもの
 - イ 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業
 - (12) 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で町が施行するもの
- 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）
農地又は農業用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- (2) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）
 - ア 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - イ 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
- 3 中小企業に関する特別の助成
 - (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
 - (2) 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
 - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- 4 その他の特別の財政援助及び助成
 - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
 - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
 - (3) 町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）
 - (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
 - (5) 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
 - (6) 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は町が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第9節 その他の被災者保護

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 郵政関係保護

災害が発生した場合、区域住民の被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる被害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- 1 被災者に対する郵便はがきなどの無償交付

救助法が適用されたときは、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災者に対し通常はがき及び郵便書留を無償交付、又は当該被災者が差し出す郵便物の料金を免除することができる。

- 2 貯金業務及び保険業務の非常扱い

災害地において、被災者の緊密な資金需要その他の災害事情によるときは、被災地の郵便局窓口などにおいて、通帳亡失時の貯金払戻し等及び保険金・契約者貸付金等の便宜即時払いを実施する。

- 3 災害義援金等の無料送金

被災者への救援活動を支援するため、救援等を行う日本赤十字社、共同募金会、地方公共団体の振替口座にあてた災害義援金を無料で送金する。

第2 被災者に対する金融上の措置

関東財務局前橋財務事務所は、被災者の便宜を図るため必要に応じ関係機関と協議のうえ、民間金融機関等に対し次のような非常措置を講ずるようあっせん指導する。

- 1 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること等。

- 2 証券会社への要請

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること等。

- 3 生命保険会社及び損害保険会社等への要請

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること等。

第3 ボランティア活動による長期的支援

災害復旧及び民生安定が長期にわたる場合、町は、県と連携して被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図るものとする。

第4 住民生活相談等の実施

1 住民生活相談の実施

町は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、役場内等に相談窓口を設置するなど住民生活相談を行うものとする。

2 在住外国人に対する生活相談の実施

町は、関係機関やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。

なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。